

# 日本スポーツ振興センターへの申請手続きについて

日本スポーツ振興センターでは、学校管理下の災害について医療費等の給付を行っています。

## ◎手続きの方法

### 1. 手続き書類は保健室で配布

書類の基本セットは「①生徒用下書き」「②災害報告書」「③「医療等の状況」の3枚。

### 2. 用紙の記入をする

#### 生徒用下書き

被災した生徒本人がその時の状況を詳しく記入する。

記入できたら「災害報告書」の用紙と一緒に担当教員へ提出する。



#### 災害報告書

担当教員は生徒が記入した「生徒用下書き」をもとに記入。

《担当教員》

- ・部活動中は顧問
- ・授業中は授業担当教員
- ・その他は担任



#### 医療等の状況

医療機関の受付に提出し、記入してもらう。1か月につき1枚用紙が必要。

複数の医療機関をした場合は1医療機関につき1枚必要。

治療期間が数カ月に渡る場合は治療が全て終了してからまとめて提出しても、毎月提出してもどちらでも可。



※追加書類が必要な場合や用紙の紛失、書き損じた場合は保健室に書類を取りに来ていただくか、QRコードからダウンロードして印刷してください。

### 追加の書類が必要な場合

- ・接骨院(柔道整復師)へ通院  
→接骨院専用の「医療等の状況」



- ・薬が院外処方(病院の外の調剤薬局)  
→薬局に記入してもらう「調剤報酬明細書」

- ・治療用装具(サポーター等)を装着  
→「治療用装具明細書」

装具のみの代金の領収証のコピーも一緒に提出



- ・1か月の診療点数(「医療等の状況」に記入された点数)が入院や手術等により7000点を超える場合  
→保護者の方にご記入頂く「高額療養状況の届」(対象の月ごとに1枚必要となります)



説明用紙

申請用紙

### 3. 全ての用紙をそろえて、生徒本人が保健室に提出する

### 4. 不備がなければ申請から2~3ヵ月後、各個人の学費口座に振り込まれる

## ◎注意点

- ・スポーツ障害(オスグット病、疲労骨折等)のケースで災害発生日時が特定しにくい場合はできるだけ初診日に近い練習の時点において、その部位に痛みを生じた状況を詳しく「生徒用下書き」に記入してください。  
また、「医療等の状況」の余白にその症状と学校管理下の活動との因果関係を証明する医師のコメントが必要ですので、ご記入頂くようお願いします。

・治療終了までの合計の診療点数が500点以下の場合、給付対象にはなりません。ご了承ください。

・基本的には総治療費の4割(個人負担額の3割+療養に伴う費用1割)が給付されます。

\*療養に伴う費用:通院にかかった交通費など、治療費以外にかかった諸費を補うために給付されます。

・災害発生日から2年間一度も申請を行われていない場合、給付申請できなくなります。

・長期治療や経過観察が必要な場合、最初に申請した初診日から10年間は給付申請できます。(卒業後も可)

・子ども保険に加入されている場合は、下記にご相談ください。(スポーツ振興センターと重ねて請求できます。)

(株)クレオヒューマン保険事業部 TEL075-463-9178(受付時間:月曜~金曜 9:00~18:00)